

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例

岩手県議会委員会条例（昭和31年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 委員10人以内</p> <p>秘書広報室の分掌に属する事項、<u>総務部</u>の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、<u>政策地域部</u>、復興局及び出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 商工文教委員会 委員10人以内</p> <p>文化スポーツ部及び商工労働観光部の分掌に属する事項、<u>総務部</u>の分掌に属する事項のうち教育に関する事項並びに教育委員会及び労働委員会の所管に属する事項</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 委員10人以内</p> <p>秘書広報室<u>及び総務部</u>の分掌に属する事項、<u>政策地域部</u>の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、復興局及び出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 商工文教委員会 委員10人以内</p> <p>文化スポーツ部及び商工労働観光部の分掌に属する事項、<u>政策地域部</u>の分掌に属する事項のうち教育に関する事項並びに教育委員会及び労働委員会の所管に属する事項</p> <p>(4)・(5) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理由

総務委員会及び商工文教委員会の所管を改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。